



(ニ三、一、二一 総理府官房審議室)

公団の性質に関する件 (請議案)

公団及び特別調達庁の性質等に関して、今回、連合国最高司令部より別紙のような指示があつたので、政府は、公団に関して、左の通り決定する。

- 一、公団は、連合国最高司令官覚書第一三九四号第三項に記載されてゐる *government Corporation* に該当するものであるので、この覚書の趣旨に鑑み、公団は、政府の一部であると解釈すること。
- 二、公団に関する主務大臣は、関係庁に対して、遅滞なく前項の旨を訓令すること。(訓令参考案)

訓令参考案

公団の性質に關しては、今回連合国最高司令部よりの指示もこれあり、且つ又、公団が、連合国最高司令官覚書第一三九四号第三項に記載された *Government Corporation* に該当するものであることに照らし、政府に於いては、公団は、それそれの法律に従つてその特殊性を保持發揮するものであることは勿論であるが、従来の方針通りこれは政府の一部たる性格のものであると解釈することに固議決定した。よつて関係各庁に於いては、今后諸般の問題を處理するに當つては、右の趣旨によつて取り扱うこととせられたい。

右訓令する。



- 一 連合國最高司令官覽書一三九四号ホ三項に特記されたる (government corporation) は、公団及び特別調達庁を意味し且日本政府の部局であると解釈しなげればならない。
- 二 公団の場合は、主務大臣、特別調達庁の場合は内閣総理大臣は、関係庁に対して前項の旨を訓令しなげればならない。
- 三 特別調達庁に關しては、内閣総理大臣は次の事項を関係庁に訓令しなげればならない。
  - (イ) 大藏大臣及び関係各省に対して、特別調達庁は其の所管業務に關する契約の締結及び支拂請求書の証明について責任ある政府の部局であること。
  - (ロ) 知事に対して、特別調達庁は、特別調達庁法に規定された業務を監督する責任ある政府の部局であること。
- 四 戦災復興院及び終戦連絡中央事務局の所掌した進駐軍の要求業務の

特別調達庁への移管は昭和二十三年一月一日までに之を行ふものとする。